平成２４年５月１７日

各　　位

会 社 名　**第 一 建 設 工 業 株 式 会 社**
代表者名　取締役社長　　舛　形　　勝
（ＪＡＳＤＡＱ・コード番号　：１７９９）
問合せ先　執行役員経理部長　永　滝　茂　和
電話番号　０２５－２４１－８１１１

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成２４年５月１７日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成２４年６月２８日開催予定の第７０期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由
   (1) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、取締役会決議によって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨、並びに、社外取締役及び社外監査役については、広く人材の登用を可能にするため、責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を第29条及び第38条として新設するものであります。
   なお、第29条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
   (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容
   変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日　程
   定款変更のための株主総会開催予定日　平成24年6月28日
   定款変更の効力発生日　平成24年6月28日

以　上

（別　紙）

変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第29条 〜 第36条　（省　略）	第30条 〜 第37条　（現行どおり）
（新　設）	（監査役の責任免除） 第38条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第37条 〜 第40条　（省　略）	第39条 〜 第42条　（現行どおり）